



全般的事項、国庫補助 關係等

初等中等教育局 健康教育・食育課
庶務・助成係

令和4年度予算事項別表

文部科学省所管 一般会計

(初等中等教育局健康教育・食育課)

事 項	前年度 予算額 (当初予算)	令和4年度 予算額	比較増 △ 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
(組織) 文部科学本省	707,414	745,936	38,522	
(項) 文部科学本省共通費	895	765	△ 130	
文部科学本省一般行政に 必要な経費				
文部科学本省事務処理				
主催事業実施状況 調査等の実施	895	765	△ 130	健康教育に関する調査・指導 の実施
(項) 初等中等教育振興費	706,519	745,171	38,652	
健やかな体の育成に必要な 経費	607,049	646,786	39,737	
学校保健の推進	256,484	489,704	233,220	学校保健推進事業 (1) がん教育総合支援事業 (2) 健康教育関係調査費等 (3) 学校健康診断情報のPHRへの 活用に関する調査研究事業 (4) 児童生徒の近視実態調査事業 (5) 脊柱側弯症検診に関する調査研究 事業 (6) (前年度限りの経費) 専門家を 活用した学校における感染症対策 研修事業
食育の推進	82,617	78,462	△ 4,155	学校給食・食育総合推進事業
日本学校保健会補助	267,948	78,620	△ 189,328	1 普及指導事業 2 調査研究事業 3 健康増進事業 計
教育機会の確保に必要な 経費	99,470	98,385	△ 1,085	
へき地児童生徒援助費 等補助	45,155	45,155	0	保健管理費 (1) 医師等派遣事業 (2) 心臓検診事業
要保護児童生徒援助費 補助	54,315	53,230	△ 1,085	医療費等 (1) 医療費 (2) 学校給食費

へき地児童生徒援助費等補助金

1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

(1) スクールバス等購入費 619百万円(597百万円)

へき地学校、過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費 1,236百万円(1,305百万円)

① 学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
(補助期間：5年間)

② 激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助 (補助期間：5年間)

(3) 離島高校生修学支援事業 238百万円(238百万円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他 204百万円(204百万円)

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費(3～5級地)、学校間移動費、保健管理費等

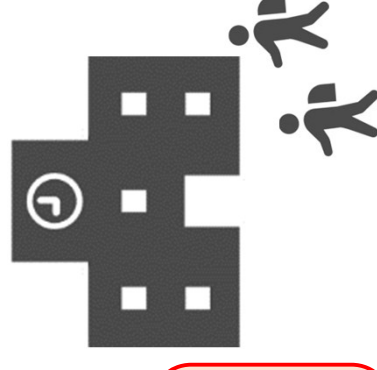
3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

1/2

(高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2/3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1/3)



○医師派遣等

対象：へき地教育振興法で指定されたへき地学校(準へき地校含まず)であって、学校から医療機関までの距離4km以上あるものに限る。経費20万円以上の事業に限る。

○心臓検診

対象：へき地教育振興法で指定されたへき地学校及びへき地学校に準じる学校であって、小学校第1学年及び第4学年、中学校第1学年を対象とするものに限る。経費6万円以上の事業に限る。

へき地児童生徒援助費等補助金（保健管理費）の補助事業について

へき地児童生徒援助費等補助金（保健管理費）の補助事業には、「1 医師等派遣事業」及び「2 心臓検診事業」がある。（経費の範囲等の詳細は、以下のとおり）

なお、対象となるのは、それぞれ以下の事業とする。

- ・「1 医師等派遣事業」：第2号様式7-1に計上した事業計画額の合計が20万円以上の事業
- ・「2 心臓検診事業」：第2号様式7-2の補助対象経費の合計が6万円以上の事業

1 医師等派遣事業（別紙様式1及び第2号様式7-1）

(1) 補助対象となる経費の範囲

- ①学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第8条の規定に基づく健康相談及び同法第13条第1項の規定に基づく健康診断を行う場合における医師及び歯科医師の派遣に必要な謝金及び旅費
- ②学校保健安全法第6条第2項及び第3項の規定に基づく環境衛生の維持改善並びに学校給食法（昭和29年法律第160号）第9条第2項及び第3項の規定に基づく学校給食の衛生管理のために必要な検査を行う場合における薬剤師の派遣に必要な謝金及び旅費

※委託料として支出する場合であっても、上記経費相当分を明確に区分して算出できるのであれば、当該経費相当分の額を補助対象経費として差し支えないこと。

(2) 補助対象となるへき地学校

補助対象となるへき地学校は、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2の規定により、指定されたへき地学校（級数は問わない。）であること。ただし、医療機関（薬剤師を派遣する事業にあつては「薬剤師の住所」とする。以下同じ。）までの距離（当該学校から医療機関までの距離のうち交通機関のない部分（海上による交通を常態とする場合を含む。）の距離についてはその距離に1を、交通機関のある部分の距離についてはその距離に0.5をそれぞれ乗じて計算した距離の合計）が約4km以上あるものに限る。

※ 補助対象となるへき地学校には、へき地学校に準ずる学校及び共同調理場は含まれない。

(3) 補助限度額

要綱別表で定める「別に通知する額」（補助限度額）は、下表の派遣費及び派遣人員・回数により算出した額に補助率1/2を乗じた額とする。

【派遣費】

区分	医師	歯科医師	薬剤師
謝金	44,000円	44,000円	34,000円
旅費	6,000円	6,000円	6,000円

【派遣人員・回数】

区 分	医 師		歯科医師		薬剤師	
	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員	回 数
児童生徒が 100 人未満の学校	3 人	1 回	1 人	1 回	1 人	1 回
児童生徒が 100 人以上 200 人未満の学校	3 人	2 回	1 人	2 回	1 人	2 回
児童生徒が 200 人以上	3 人	3 回	1 人	3 回	1 人	3 回

参考 限度額の算出例

- ・児童生徒が 100 人未満の学校における医師の派遣の限度額

$$(44,000円 + 6,000円) \times 3人 \times 1回 \times 1/2 = 75,000円$$

$$(44,000円 + 6,000円) \times 2人 \times 1回 \times 1/2 = 50,000円$$

- ・児童生徒が 200 人以上の学校における医師の派遣の限度額

$$(44,000円 + 6,000円) \times 3人 \times 3回 \times 1/2 = 225,000円$$

$$(44,000円 + 6,000円) \times 2人 \times 3回 \times 1/2 = 150,000円$$

2 心臓検診事業（別紙様式 2、第 2 号様式 7-2 及び 7-2 添付資料）

(1) 補助対象となる経費の範囲

補助対象となる経費の範囲は、へき地学校等の小学校第 1 学年及び第 4 学年並びに中学校第 1 学年の児童生徒を対象として行う心電図検診事業の実施に要する、専門医、技術者等の派遣に必要な経費、児童生徒の移動に必要な経費（交通費）、心電図検査料及び心電計搬入に必要な経費であること。

(2) 補助対象となるへき地学校等

補助対象となるへき地学校等は、へき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）第 5 条の 2 の規定により指定されたへき地学校（級数は問わない。）及びへき地学校に準ずる学校であること。

(3) 文部科学大臣が定める額

要綱別表で定める「文部科学大臣が定める額」は、「2,260円」であること。なお、2,260円は、1人当たりの補助金額の上限であること。

義務教育段階の就学援助（概要）



文部科学省

1 実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

2 就学援助の対象者

- ① 要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【令和2年度 約10万人】
- ② 準要保護者……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）【令和2年度 約123万人】

3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】 令和4年度予算額 6億円（前年度予算額 6億円）

- ① 補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ② 補助対象費目：学用品費／体育実技用具費／卒業アルバム代等／オンライン学習通信費／新入学児童生徒学用品費等／通用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
- ③ 国庫補助率：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④ 令和4年度予算額（案）
 - ・「オンライン学習通信費」の単価引き上げ
小学校：12,000円 → 14,000円（+2,000円） 中学校：12,000円 → 14,000円（+2,000円）
 - ・「新入学児童生徒学用品費等」の単価引き上げ
小学校：51,060円 → 54,060円（+3,000円）



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

要保護児童生徒援助費（医療費）の取り扱いについて

●対象疾病（学校保健法施行令第7条）

①トラコーマ及び結膜炎

流行性角結膜炎，咽頭結膜炎（プール熱），急性出血性結膜炎，細菌性結膜炎，淋菌性結膜炎，封入体結膜炎，ウイルス性結膜炎など。（アレルギー性結膜炎は対象外。）

②白癬、疥癬及び膿痂疹

頭部白癬，顔面秕糠状白癬，体部白癬，水疱性斑状白癬，汗疱状白癬（みずむし），爪白癬，疥癬，伝染性膿痂疹など。

③中耳炎

急性中耳炎，慢性中耳炎，滲出性中耳炎，乳様突起炎を伴う中耳炎など。

④慢性副鼻腔炎及びアデノイド

慢性副鼻腔炎，アデノイドなど。（急性副鼻腔炎，アレルギー性副鼻腔炎は対象外）

⑤齲歯

保険診療で対象となる治療。（齲歯の治療と衛生指導料などが一体のものは、衛生指導料も対象。ここで言う「一体」とは、齲歯の治療を行なうには、衛生指導などを伴わないと治療行為を行なわない歯科医院のケースを想定しており、積極的に衛生指導料を認める訳ではありません。そのため、基本的には衛生指導料は対象外。）

⑥寄生虫病（虫卵保有を含む）

回虫症，十二指腸虫症，蟯虫症，フィラリア症，肺吸虫症，肝吸虫症，日本住血吸虫症，糸虫症，アニサキス症，トキソプラズマ症など。

一般的な取り扱い

- 国庫補助の対象となる疾病は、児童・生徒の健康の保持増進に大きな影響があることはもちろんのこと、伝染性のある疾病や学習に支障が生じる疾病のうち、児童・生徒が比較的良く罹りやすく、「早期発見、早期治療」が有効な疾病である。
なお、アトピー性皮膚炎などは、治療方法が確立されていないことや、予算措置が困難であることから、国庫補助の対象としていない。
- 国庫補助の対象となるのは、保険診療で対象となる治療方法とする。
- 院外処方箋料は、補助対象となる。
- 入院費は、補助対象となる。
ただし、長期入院となるような重症のものであって、生活保護の実施機関が入院を必要と認めた要保護児童生徒については、入院時以降における医療費について、地方公共団体は、生活保護の実施機関と連絡をとり、生活保護法による医療扶助の申請を行うよう措置すること。
また、入院時の食事代も、補助対象となる。(栄養バランスの良い食事を取ることによって、早期治癒を促す食事療法であるという観点から、補助対象としている。)

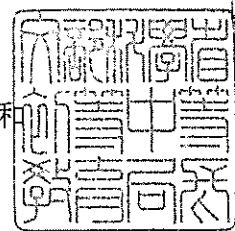


29文科初第984号

平成29年10月19日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和



(印影印刷)

学校給食費に係る就学援助費等の取扱いについて

学校給食費を含む就学援助費等の取扱いについては、「要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領」（昭和39年2月3日付け文初財第21号）等においては、「学校長が保護者の代理者として給与費を取り扱う場合は、必ず委任状を作成するよう指導すること」等としています。

一方、平成29年地方分権改革に関する提案募集において、学校給食の安定的な実施のため、学校給食費に係る就学援助等について、保護者に委任状を求めることなく実施できないかという提案がありました。

については、従前の取扱いを変更するものではありませんが、学校現場における業務改善の取組を強く推進していくことが求められている中、今回の提案も踏まえ、学校給食費に係る就学援助費等の金銭給付以外の取扱いについて下記のとおり改めて整理し、通知します。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対し本通知を周知するとともに、学校給食及び就学援助が一層適切に実施されるよう指導願います。

記

第1 就学援助費における取扱いについて

- 1 学校給食費に係る就学援助費については、金銭給付ではなく、学校給食そのものを現物給付として提供し、又は保護者から徴収する学校給食費を就学援助を受けない保護者より低額に設定し負担させることも可能であること。
- 2 1の方法による就学援助費は、地方公共団体が保護者に金銭として給付するものではないことから、校長が就学援助費を代理受領することにならず、保護者の委任状を要しないこと。

- 3 1の方法による就学援助に要する経費についても、学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条第2項に規定する国の補助の対象となること。
- 4 1の方法による就学援助に要する経費を他の保護者から徴収する学校給食費で賄うことは不適切であり、必ず地方公共団体において必要な財源を確保するとともに、保護者や児童生徒に就学援助を受けない保護者から徴収する学校給食費が財源であるとの誤解が生じないように留意すること。
- 5 4のほか、就学援助の実施に当たり、児童生徒に卑屈感や劣等感を抱かせることのないよう細心の注意を払うこと。

第2 特別支援教育就学奨励費における取扱いについて

学校給食費を含む特別支援教育就学奨励費については、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第3条第2項及び同法施行令（昭和29年政令第157号）第4条等の規定に基づき、経費の支給を受ける保護者等が、支給される金銭を紛失し、浪費し、又は目的外に使用するおそれがある場合には、保護者からの委任状を要せず、現物をもって支給することができること。

【本件担当】

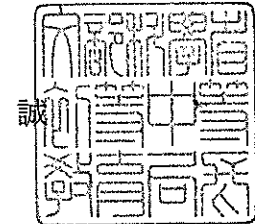
文部科学省初等中等教育局
（本通知全般及び第1について）
健康教育・食育課 庶務・助成係
TEL：03-5253-4111（内線2693）
E-mail：kenshoku@mext.go.jp
（第2について）
特別支援教育課 庶務係
TEL：03-5253-4111（内線2430）
E-mail：tokubetu@mext.go.jp



28文科初第1233号
平成28年12月14日

各都道府県教育委員会教育長
殿
関係各団体の長

文部科学省初等中等教育局長
藤原



(印影印刷)

叙勲及び褒章の推薦手続について（通知）

学校保健，学校安全及び学校給食に係る叙勲及び褒章の推薦手続については，平成29年秋以降，下記のとおり取り扱うこととしたので遺漏のないようお取り計らい願います。

記

1 選考の対象

(1) 叙勲対象者

学校保健，学校安全及び学校給食に係る叙勲の選考対象者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，年齢70歳以上の者であること。

- ① 学校保健，学校安全及び学校給食の分野において国の発展に貢献し，あるいは社会公共の福祉の増進に寄与したと認められる者で，関係団体役員歴がおおむね20年以上の者
- ② 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師にあつては，業務歴が40年以上の者

なお，次の各号に掲げる者は，上記に該当するとしても，対象としないこと。

- ① 国民感情にそぐわない者
- ② 戦前だけの功績の者
- ③ 前叙から7年を経過しない者
- ④ 褒章（紅綬褒章，紺綬褒章，災害救助活動による緑綬褒章及びオリンピック等における紫綬褒章を除く。）受章者であつて，受章後5年を経過しない者（病気等特別の事情がある場合を除く。）

(2) 褒章対象者

学校保健，学校安全及び学校給食に係る褒章の選考対象者は，次の各号のいずれかに該当する者であること。

- ① 藍綬褒章

学校保健，学校安全及び学校給食に関する民間団体の長（これに相当する役職を含む。）として，おおむね20年以上在職し，その功績特に顕著な者

② 黄綬褒章

学校保健，学校安全及び学校給食に関する民間団体の職員として，業務に精励し，他の模範となる技術や事績を有する者

③ 緑綬褒章

学校保健，学校安全及び学校給食の分野において，自ら進んで社会に奉仕する活動（以下「ボランティア活動」という。）におおむね20年以上従事している者又は10年以上従事し，活動内容が特に優れている者のいずれかであって，かつ，ボランティア活動により文部科学大臣又は都道府県知事の表彰を受けている者

なお，上記に該当するとしても，（1）なお書きの①又は②に該当する者は対象としない。

2 提出期限（ただし，別途健康教育・食育課より連絡がある場合はこの限りではない。）

（1）叙勲関係

① 春の叙勲（4月29日発令） 前年の7月中旬まで

② 秋の叙勲（11月3日発令） 当該年の1月上旬まで

（2）褒章関係

① 春の褒章（4月29日発令） 前年の7月中旬まで

② 秋の褒章（11月3日発令） 当該年の1月上旬まで

3 その他

（1）推薦に当たって必要な書類は，健康教育・食育課が別途連絡するところにより，同課に提出すること。

（2）書類提出後，候補者の死亡等が生じた場合は，速やかに健康教育・食育課へ連絡すること。

（3）候補者の推薦は，叙勲又は褒章の時期ごとに行うため，既に書類提出した者で叙勲又は褒章漏れとなっている者を再度次期以降候補者とする場合は，改めて書類を提出すること。

（4）叙勲候補者の推薦は，主たる功労に係る省庁等から行うこととなっているため，複数の経歴を有している場合については，必ず関係部局等と調整を行った上で書類を提出すること。

（5）団体として初めて推薦を行うなど，事前調整が必要な場合には，上記2の提出期限の1か月前までに，健康教育・食育課に相談の上，必要書類を提出すること。

【本件照会先】
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 庶務・助成係
TEL：03-6734-2692
FAX：03-6734-3794
E-mail：kenshoku@mext.go.jp

勲章審査票

- 毎回様式が変わります。最新の様式を使用してください。
- 主要経歴が学校医等である場合、主要経歴欄には「現(元)学校医」、「現(元)学校歯科医」、「現(元)学校薬剤師」のいずれかを入力してください。その際現職、元職を明確にしてください。
- 履歴書と審査票で、掲載内容を一致させてください。
- 表彰歴は国からの表彰は記載必須としますが、そのほか医師会表彰や都道府県の表彰歴については特段記載いただく必要もなく問題ございません。
- 最終学歴以降の経歴に空白期間（在職等不明の期間）がある場合、当該期間の状況について、備考欄に「在家庭」「開業準備」「不明」など記入してください。

履歴書

- 表彰歴については、国からの表彰は記載必須としますが、そのほか医師会表彰や都道府県の表彰歴については特段記載いただく必要もなく問題ございません。

基本情報

- 外字は使用せず、常用体を使用してください。
- 主要経歴について、学校医（学校歯科医、学校薬剤師）について、現職の場合は「現学校医（学校歯科医、学校薬剤師）」と入力し、発令日までに退職されている場合は「元学校医（学校歯科医、学校薬剤師）」と入力してください。その際現職、元職を明確にしてください。
- 学校医等に係る功労名欄には、原則として「学校保健功労」と記入してください。

団体の規模及び事業概況調、その他関係書類

- 候補者が役員として関与していた時点で作成してください。
- 開業している個人経営の医療機関や役員を務める医療機関がある場合も作成してください。
- 医療機関にあつては、歯科医を含め、必ず備考欄に病床数を記入してください。病床なしの場合も、その旨明記してください。
- 履歴書に記載した対象者が所属する都道府県及び市区町村の医師会（歯科医師会、薬剤師会を含む）については、団体の規模及び事業概況調や歴代会長等調、定款等の関係書類を提出してください。そのほか学校医師会等の団体の役職等については、履歴書に記載いただくのみで十分であり、関係書類の提出は不要です。

学校規模調査、その他関係書類

- 学校規模調査と審査票・履歴書間で、在職期間が一致していないケースが散見されます。提出時に十分御確認ください。特に学校規模調査について、例えばR2.3.31まで在任した場合の元学校医等の最終年度はR2ではなくR元年度になります。
- 現職の場合、発令年度の児童生徒数まで記載する必要があります。秋叙勲の推薦資料提出において、提出期限が発令前年度末のため、お手数ですが、前年度末までの学校規模を記載した学校規模調査の紙媒体を一旦前年度末に御提出いただき、発令年度の5月末までに当該年度の学校規模を追記の上、電子媒体で再提出ください。
- 児童生徒数の平均が100人未満であつて、へき地学校に勤務する学校医等については、在職した全ての学校の所在地がわかる地図を添付してください。在任期間中の在籍園児、児童、生徒数が平均100人を超える場合は、地図の添付は不要です。
- へき地学校（辺地度数が100点以上）での在任期間を含めないと40年に満たないものについては、辺地度数が分かる資料を提出ください。また、当該者については内閣府提出後に「当該者を推薦することが適切である理由書」を御提出いただく必要が生じる事が多いため、事前に御準備いただけますと幸いです。
- 春叙勲の推薦書類提出において、現職の場合は、勤務している学校の直近年度の児童生徒数を必ず記載してください。

功績調査書

- 功績調査書に記載された履歴については、勲章審査票及び履歴書にも記載してください。功績調査書に記載された履歴と勲章審査票及び履歴書に記載された履歴の内容及び一致していないケースが散見されます。提出時に十分御確認ください。

刑罰等調査書

- 調査書は、春叙勲であれば前年の4月29日以降、秋叙勲であれば前年の11月3日以降に作成されたものを提出してください。
- 様式は別紙様式7を用いてください。（これ以外の様式により提出された場合は差し替えを求めます。）

提出時の留意点

- 基本情報及び事前協議資料と、本申請資料の提出期限は異なりますので、十分ご注意ください。また、紙媒体の提出は期限必着です。
- 紙媒体は、勲章審査票は片面印刷、功績調査書及び履歴書は両面印刷で提出してください。
- こより、ホッチキス留め、パンチ、インデックスは厳禁です。
- 紙媒体提出に際し、クリップやファイル等は、必要最低限の使用をお願いいたします。

その他詳細については、送付しております「事務連絡」や「推薦資料の作成要領」等をご参照ください。

